

動物介在教育・療法学 基礎講座

動物介在介入にかかわる調査：
動物を対象とするときの倫理と手続き

1. はじめに

動物は実に多様な場面で人々の力になっている。これまでに動物の効果を検証する調査は数多く行われてきたが、時代が進むにつれて「科学的根拠に基づく医療」として動物介在療法を位置づけられるかを検証するためにより質の高い研究が求められるようになった。

また、AAI (animal-assisted interventions : AAI) に参加する動物の福祉と倫理的配慮への必要性も議論されるようになってきている。本稿では AAI にかかわる調査における倫理と手続きについてまとめる。

2. AAI にかかわる調査

動物を対象にした AAI にかかわる調査には、AAI に参加する動物の福祉、人との関わり、適性評価、衛生管理の調査などがある。そのような調査では、動物の行動観察の他に、血液や唾液などのサンプルの採取、心拍変動や体温などを測定するための機器の装着、それらに伴う一時的な保定が行われることもある。通常、AAI にかかわる調査における手法は非侵襲的である場合がほとんどであり、それらは後述する動物実験計画において調査自体が動物にもたらす苦痛は軽微もしくはほとんどないと評価されるだろう。また、AAI に関わる調査では調査手法だけではなく AAI に参加することで生じる動物への影響も考慮される。さらに、動物を対象とした調査でなくても動物を活用していることから、AAI にかかわる調査はすべて動物実験として捉えられると考えられる。この点についても後述する。

3. 動物を対象とする調査の実施

1) 動物実験の定義と計画の立案

日本学術会議 (2006) は『動物実験の適正な実施に向けたガイドライン』において、動物実験等を「動物を教育、試験研究または生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう」と定義している。また、実験動物を「動物実験等の利用に供する哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう」としている。なお、『実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準』（環境省告示第 88 号）では、実験動物を「実験等の利用に供するため、施設で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物という」としている。

動物実験を実施する研究者は「3R の原則^{*}」に則って動物実験の計画を立案し実行する必要がある。なお、立案された計画書は実験に先立って機関内に設置された動物実験委員会の審査を受けことになっている。また、動物実験委員会には実験動物の実施者および飼養者に対して資質向上を図るため教育訓練の実施が求められている。

※ 3R の原則

適正な動物実験の実施における基本的な考えに「3R の原則」がある。3R とは Replacement (代替)、Reduction (削減)、Refinement (改善) を含む 3 つからなる。それぞれの考え方を表 1 に示す。

2) 動物実験における AAI の位置づけ

AAI に参加する動物 (セラピー・アニマル) の多くは、動物実験の利用のために施設で飼養 (保管) されているわけではなく、コンパニオン・アニマルとして家庭等で飼育されている。前述した定義によるとガイドラインや基準によって AAI の調査が動物実験に含まれるかどうかの判断が分かれるだろう。しかし、日本学術会議の定義に従うならば動物を対象とした調査はもちろんのこと、AAI の効果検証のための人を対象とした調査であったとしても動物を活用していることから動物実験に含まれると解釈できる。

AAI の調査も動物実験として捉えて研究計画を第三者である動物実験委員会による審査においてその適

表 1 3R の原則

Replacement	科学上の利用の目的に達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること
Reduction	科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること
Refinement	その利用に必要な限度において、その動物に苦痛を与えない方法によってすること

表 2 AAI に適用した「3R の原則」(Simonato ら, 2020)

Replacement	動物の行動、性質、訓練、AAI の目的、設定の種類、対象者をもとに適切な種と最も適切な個体を選ぶこと。
Reduction	参加する動物数の減少、対象者数の減少、セッション数の減少、セッション時間の減少。これらの数の適切なバランスを設定する。
Refinement	理想的な環境の設定、適切な動物のケア、専門家の連携と対象者の選択。単にストレスを最小限にするのではなく、動物の幸福の向上を目指す。

正を判断してもらうこと、ならびに実験を行うにあたり実験実施者および動物の飼養者が必要な教育訓練を受けていることは、AAI に参加する動物の福祉を守り、関わる人の倫理的配慮に対する意識を向上するために意義のあることである。

しかしながら「3R の原則」をそのまま AAI の調査に当てはめて考えることは難しい。そのような中、3R の原則を AAI の倫理的配慮の骨子として考えようとする動きもある。Simonato ら (2020) によって提案されたこの考えは、表 2 に示すように 3R の原則を柔軟に解釈して AAI に当てはめたものである。AAI の調査にあたり、この 3R の原則を参考に計画を立案すると良いだろう。

3) AAI の調査で配慮すべき点

3R の原則をもとに立案され、審査される動物実験計画では、動物実験の内容だけではなく動物の飼養方法も審査の対象となる。さらに、動物の輸送（施設等への導入のための移動）における配慮も求められている。AAI においては AAI 実施施設への動物の移動にあてはめて考えることができるだろう。セラピー・ドッグの福祉についてのレビュー調査では、移動にかかる時間の他にも、活動のセッションの長さや頻度、活動中の犬の拘束や対象者に囲まれること、新奇環境（探索行動が許容されるか）、犬の年齢などが犬の福祉に影響を与えることが示されている (Glenk と Foltin, 2021)。このように動物実験計画を立案する際には、実験手順はもちろんのこと、過去のセラピー・アニマルの福祉にかかわる調査や対象とする動物の適性も含めて AAI への参加で生じうる影響を考慮に入れる必要がある。

また、動物実験委員会のメンバーは必ずしも AAI に精通しているとは限らない。AAI にかかわる調査を行う者自身が自律的に活用する動物の福祉や倫理への配慮を行うと同時に、AAI の活動内容について丁

寧に明記し、第三者が評価できるように配慮することも必要となるだろう。

4. さいごに

本稿でまとめた倫理的配慮は調査のために行われる AAI だけでなく、日頃から行われている AAI とそこに参加するセラピー・アニマルの日常生活においても欠かせないことである。IAHAIO（ヒトと動物の関係に関する国際組織）も、AAI のプログラムや AAI を実施する施設において AAI に参加する動物に対するケアの提供を保証するために規則や指針を設置すること、および倫理委員会の設置を推奨している (IAHAIO, 2018)。

ただし、調査をする者が必ずしも審査機関のある組織に所属しているとは限らない。その場合は本稿に記載した配慮や日本学会議のガイドラインを参考に、動物への倫理的配慮を行うと良いだろう。また、可能であれば調査の関係機関に審査機関が設置されていれば審査を依頼することが望ましい。

文 献

- Glenk LM, Foltin S. 2021. Therapy dog welfare revisited: A review of the literature. *Veterinary Sciences*, 8, 226.
- IAHAIO. 2018. IAHAIO 白書 2014 (2018 改訂). IAHAIO 動物介在介入の定義と AAI に係る動物の福祉のガイドライン.
- 環境省. 2006. 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準. (環境省告示第 88 号).
- 日本学会議. 2006. 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン.
- Simonato M, Santis MD, Contalbrigo L, Mori BD, Ravarotto L, Farina L. 2020. The three R's as a framework for considering the ethics of animal assisted interventions. *Society & Animals*, 28, 395-419.

(山本真理子 帝京科学大学)